

# 上場株式等の譲渡損失に係る損益通算および繰越控除

## 「特定の譲渡」による上場株式等の譲渡損失

### Point

特定の譲渡\*による上場株式等の譲渡損失については、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等（特定公社債等の利子所得を含む）との損益通算や繰越控除を行うことができます。

■上場株式等の譲渡損失のうち、①その年分の上場株式等の配当所得等（特定公社債等の利子所得を含み、申告分離課税を選択したものに限る。以下同じ）との損益通算の適用対象となるもの、または、②翌年以後3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡益や上場株式等の配当所得等からの繰越控除の適用対象となるものは、金融商品取引業者等（証券会社等）を通じた譲渡その他の「特定の譲渡」\*により生じた損失に限られており、いわゆる相対取引などにより生じた譲渡損失は損益通算や繰越控除の適用対象となりません。

※「特定の譲渡」とは、次に掲げる譲渡またはみなし譲渡をいいます。

- ・金融商品取引業者等（証券会社等）への売委託による譲渡
- ・金融商品取引業者等（証券会社等）に対する譲渡
- ・上場株式等の発行人が行う合併、分割型分割、株式分配、資本の払い戻し、自己株式の取得などの事由によるみなし譲渡（＝みなし配当等以外の部分）
- ・上場株式等の発行人が行う株式交換または株式移転による完全親法人に対する譲渡（課税繰り延べとなるものを除く）
- ・上場株式等の発行人に対する単元未満株・端株の買取請求による譲渡
- ・上場株式等の発行人に対する新株予約権付社債についての社債、取得条項付新株予約権またはそれが付された新株予約権付社債の譲渡（課税繰り延べとなるものを除く）
- ・上場株式等の発行人が株主等に代金を交付するために行う1株未満の端数の競売等による譲渡
- ・投資信託や特定受益証券発行信託の受益権で上場株式等に該当するものの終了もしくは一部の解約、その特定受益証券発行信託に係る信託の分割または特定公社債・公募社債的受益権の元本の償還によるみなし譲渡
- ・信託会社（信託業務を営む金融機関を含む）の国内にある営業所に信託されている上場株式等の譲渡で、その営業所を通じて、外国証券業者への売委託により行うものまたは外国証券業者に対して行うもの
- ・国外転出（相続・贈与）時課税の特例によるみなし譲渡

■「特定の譲渡」により生じた上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得等との損益通算や繰越控除を行うには、原則として確定申告が必要です。ただし、源泉徴収ありの特定口座に受け入れた上場株式等の利子・配当金・分配金がある場合、その特定口座内において、その年に生じた上場株式等の譲渡損益を通算して残った譲渡損失とその上場株式等の利子・配当金・分配金との損益通算が年末に自動的に行われるので、原則として確定申告は不要となります。しかし、この特定口座内で損益通算をしてもまだ通算しきれない譲渡損失が残っているなどのため、その特定口座内の譲渡損失について確定申告をする場合は、その特定口座に受け入れた上場株式等の利子・配当金・分配金の全額について同時に確定申告をしなければなりません。

（注）大口個人株主（投資主を含む）が内国法人から支払いを受ける上場株式（投資口を含む）の配当金については、申告分離課税を選択できないので、上場株式等の譲渡損失との損益通算や繰越控除の適用を受けることはできません。

### 特定投資株式を保有のお客さまの場合の留意点

- ・いわゆるエンジェル税制の対象である「特定投資株式」については、それが一般株式等に該当する場合であっても、①その取得に要した金額は、他の一般株式等または上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除できること、②その譲渡損失は、他の一般株式等または上場株式等の譲渡益から控除できること、③その譲渡損失についての繰越控除は、翌年以後3年間の一般株式等または上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除できること、その他の特例がありますので、特定投資株式を保有のお客さまは、これらの特例の適用についてもご注意ください。

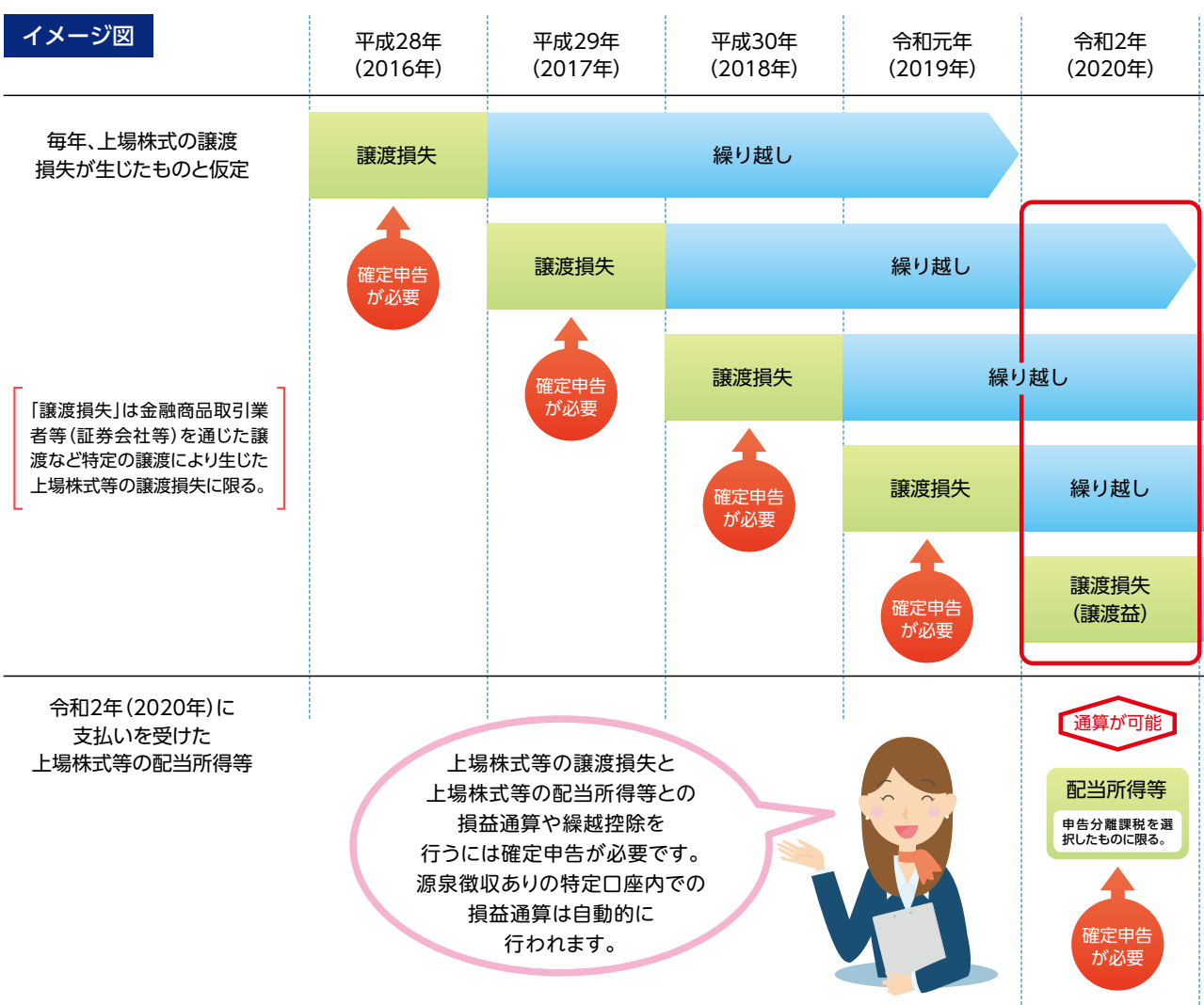
## MEMO

上記の「損益通算」とは、その年に生じた上場株式等の譲渡損失を上場株式等の配当所得等から控除することをいい、「繰越控除」とは、その年の前年以前3年内の各年において生じた上場株式等の譲渡損失をその年に繰り越して、その年に生じた上場株式等の譲渡益や上場株式等の配当所得等から控除することをいいます。

## ケーススタディ

### (1) 令和2年分(2020年分)の上場株式等の配当所得等との損益通算や繰越控除が可能な上場株式等の譲渡損失

- 令和2年(2020年)に支払いを受けた上場株式等の配当所得等との損益通算や繰越控除の適用対象となる上場株式等の譲渡損失は、令和2年(2020年)に生じた譲渡損失と平成29年(2017年)・30年(2018年)・令和元年(2019年)にそれぞれ生じた譲渡損失のうち令和2年(2020年)に繰り越されたものです。
- 損益通算と繰越控除のいずれも適用可能な場合は、まず、損益通算を行ったうえで、前3年以内の古い年に生じた上場株式等の譲渡損失から順に繰越控除を行うことになっています。
- 仮に、令和2年(2020年)に上場株式等の譲渡益が生じた場合は、前年以前3年内の各年から令和2年(2020年)に繰り越された譲渡損失について、令和2年(2020年)の上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得等の順に繰越控除を行うこととなります。

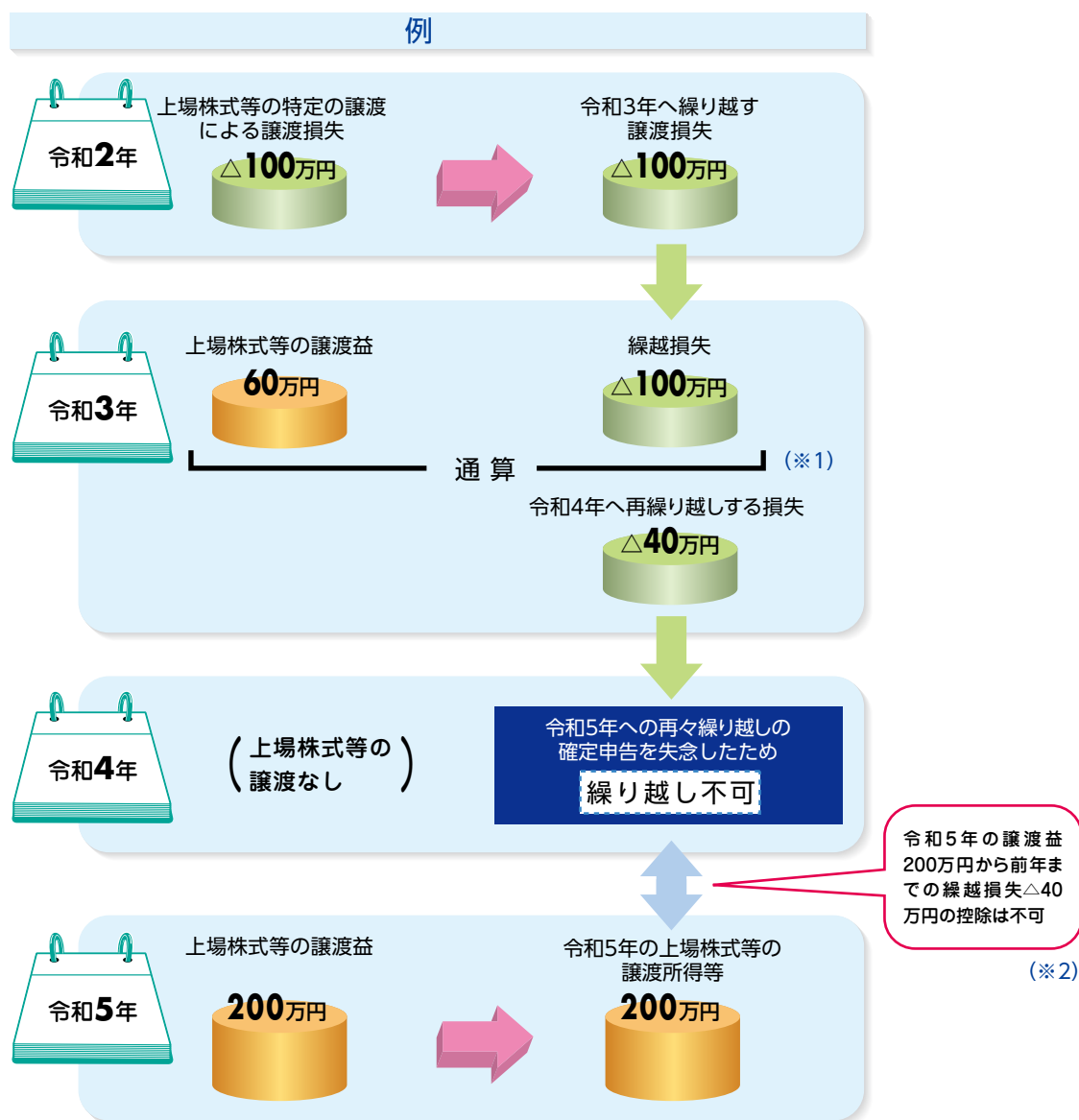


※上場株式等の譲渡損失について繰越控除の適用を受けるには、譲渡損失が生じた年分の確定申告を行い、かつ、その後において毎年連続して確定申告をしなければなりません。



## (2) 令和2年分の上場株式等の譲渡損失の翌年以後3年間の繰越控除

その年に生じた上場株式等の譲渡損益を通算した結果、金融商品取引業者等（証券会社等）を通じた譲渡など特定の譲渡（21頁参照）による上場株式等の譲渡損失が残った場合は、その譲渡損失を翌年以後3年間に繰り越して各年の上場株式等の譲渡益から控除することができます。



(注) 特定の譲渡による上場株式等の譲渡損失は、上場株式等の配当所得等との損益通算や繰越控除の適用を受けることもできます。詳しくは21～22頁をご覧ください。

(※1) 控除対象配偶者等の要件であるその年の合計所得金額は、前年以前からの譲渡損失の繰越控除の適用を受ける前の所得金額によることとなっています。

上記【例】では、株式等の譲渡による所得以外の所得がなければ、令和3年の課税対象となる所得金額は、令和3年の譲渡益60万円から、繰り越された前年の譲渡損失 $\Delta 100$ 万円のうち $\Delta 60$ 万円を差し引いた0円となりますが、令和3年の合計所得金額は、譲渡損失の繰越控除の適用を受ける前の譲渡益60万円となります。したがって、合計所得金額が48万円を超えることとなるので、配偶者控除や扶養控除は受けることができなくなります。また、社会保険料の負担等に影響する場合があります（30頁のQ&A Question4、Question5を併せてご覧ください）。

(※2) 譲渡損失の繰越控除の適用を受けるには、譲渡損失が生じた年分の確定申告書を提出し、かつ、その後の年分についても、連続して確定申告書を提出しなければなりません（株式等の譲渡がなかった年も譲渡損失を翌年に繰り越すための申告が必要です）。確定申告書の提出がない場合は、その譲渡損失はなかったものとみなされ、上場株式等の譲渡損失の繰越控除の適用を受けることはできません（29頁のQ&A Question3を併せてご覧ください）。